

東北税政連

発行所
東北税理士政治連盟
仙台市若林区新寺一丁目7-41
電話 022-293-0503
HP <https://www.tohokuzeiseiren.jp/>
発行責任者 青木 正
編集責任者 森 智恵子
印刷所 (株) 孔栄社



晩秋の山並 (秋田・にかほ市)

高橋 昭男 (塩 釜)

主要目次

第48回定期大会	2
令和2年度収支決算承認の件	7
令和3年度収支予算決定の件	7
各機関の審議概況	8
陳情・懇談会等の実施状況	9
東北税理士政治連盟組織一覧	10
日本税理士政治連盟の会議出席状況	11

あいさつ要旨：東北税理士政治連盟会長	12
あいさつ要旨：日本税理士政治連盟会長	13
あいさつ要旨：東北税理士会会長	14
新役員のあいさつ	15
退任のあいさつ	17
第49回衆議院議員総選挙結果	19
税理士による国会議員等の 後援会結成状況	20

第 48 回 定 期 大 会

“ 災 害 損 失 控 除 を 確 実 な も の に , ,

全 議 案 を 原 案 ど お り 可 決 承 認

東北税理士政治連盟は、9月3日、東北税理士会館及び東北6県税理士会館（福島県は郡山税理士会館）において、第48回定期大会をWEB会議により開催した。

議事終了後には太田直樹日本税理士政治連盟会長（代読）及び高澤圭一東北税理士会会長から祝辞をいただき滞りなく終了をした。

第48回定期大会は、東北税理士政治連盟規約に基づき、代議員及び本部役員など委任状により72名が出席して開催された。

有坂副幹事長の司会進行により、初めに青木会長からあいさつ（別掲）があった。

来賓紹介の後、議長には舩形丈比古代議員（仙台北支部）、副議長には橋浦佳子代議員（仙台中支部）が選出され、また、議事録署名人には伊藤明代議員（塩釜支部）、鶴田勇治代議員（石巻支部）が指名され、直ちに議事に入った。



第 1 号 議 案

令和 2 年度 運動経過及び組織活動報告承認の件

吉田幹事長から、各項目について、概ね次のような提案説明があった。



運 動 経 過 の 概 要

東北税理士政治連盟（以下「本連盟」という。）は、日本税理士政治連盟（以下「日税政」という。）及び日本税理士会連合会（以下「日税連」という。）並びに東北税理士会の基本施策に則り、第47回定期大会で決定した運動方針及び組織活動方針に基づき、各県税理士政治連盟（以下「各県税政連」という。）及び「税理士による国会議員等後援会」（以下「後援会」という。）の協力を得て税理士の社会的地位の向上実現のため各種施策、運動を実施した。

ただし、税政連第79号令和2年2月27日付日本税理士政治連盟太田直樹会長より通知の「新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた対応について」を受け、本連盟においてもその活動を自粛せざるを得ない実状があった。

1 公正な税制の確立及び税務行政改善のための運動について

令和3年度の税制改正に対し日税政は、日税連建議書から日税連と協議により最重要建議・要望項目4項目及び個別要望項目10項目からなる重点要望項目を抽出した。さらに今年度は新型コロナウイルス感染症の影響に伴う税制改正に関する建議書として7項目を抽出し、国会議員向けの要望書を7月17日の幹事会で決定した。特に東北税理士会がかねてより提案してきた「災害損失控除制度の創設」が、昨年引き続き日税



連の税制改正建議書で最重要項目とされたことは特筆すべきことであった。

税制改正の陳情にあたっては、コロナ関連の要望事項については急を要すること、及び効果的な陳情のためには時期を早める必要があることから、今年度は各県税政連ごとに地元国会議員を中心に7月から陳情活動を行った。

また、特に災害損失控除制度の創設を最重点要望として東北税理士会調査研究部と連携の下、5分で説明できるアニメ入りのわかりやすい税制改正資料として「令和3年度税制改正建議書重点建議事項等の概要」を作成して陳情を実施した。なお、本連盟で独自に作成した当概要書は、全国の単位税理士政治連盟においても活用された。

今年度はコロナウィルス感染症対策のため10月20日の衆議院・参議院議員会館での一斉陳情は限定して行い、7月から11月までの間、国会議員が地元に戻ってきた時期に合わせて陳情活動を行った。

情報収集の強化に関しては、前年度に引き続き日税政と連携し、迅速かつ的確に対応した。

令和3年度税制改正大綱等に取り上げられた主要要望事項は、次のとおりである。

- ① 税理士法改正を視野に入れた税理士制度の見直し
- ② 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例などの延長
- ③ コロナ禍による欠損金の取扱いの緩和措置
- ④ 電子帳簿等保存制度の見直し
- ⑤ 個人住民税における上場株式等の配当所得等に係る申告手続の簡素化

令和3年度の税制改正に関する法案は、3月29日成立し、4月1日施行された。

2 東日本大震災の教訓を生かした大規模災害への対応について

東日本大震災の教訓を生かした、今後起こりうる大規模災害への対応について、本連盟は、災害損失控除制度の創設を要望するなど日税政及び日税連並びに東北税理士会と連携し、税務の専門家に相応しい提言を行った。

3 推薦国会議員等の後援会対策等について

本連盟は、後援会のあり方を重要課題として位置づけ、後援会の組織拡大と活動の活性化を図るため、各県税政連と連携して、推薦国会議員に対し、政治活動を支援する組織として後援会づくりを推進してきており、現在は22後援会が結成されている。

各後援会は、税制改正要望の実現、税務支援事業への理解など税理士業界が抱える課題の解決に向けて国会議員等に強く要望した。

例年は後援会活動の在り方及び陳情・選挙関係等当面の諸問題の協議の場として「後援会会長連絡会議」を開催していたが、今年度はコロナウィルス感染症拡大防止のため、やむなく中止となった。

また、後援会活動の周知と会員の一層の理解に資するため、「東北税政連だより」等に後援会活動の記事を掲載した。

4 税理士法改正について

税理士法改正について、日税連は、更なる税理士制度の改革に向けて検討を進めており、本連盟は日税政と連携しながら、その動向を注視した。



5 税理士会の行う税務支援等について

本連盟は、毎年税理士会が確定申告期に行っている税務支援について理解を得るため、推薦国会議員等に対し、その実態の視察を依頼し、状況等を説明することとしているが、今年度はコロナウィルス感染症拡大防止のためやむなく中止した。

6 税理士の業務対策及び公益的業務への参入施策について

本連盟は、地方公共団体等の外部監査制度や登録政治資金監査人制度等、公益的業務への税理士の参入について、東北税理士会及び各県税政連と連携のうえ、税務の専門家としての能力活用を関係各方面に働きかけた。

7 組織・財政への対応及び広報について

本連盟は、各県税政連の会費収納率向上のための施策として、新規会員に対する税理士証票伝達式を活用して、本連盟の組織及び活動状況を説明し、理解と協力を求めた。また税理士会関係団体等の会合及び税理士会支部協議会等で各県税政連の会費収納率を公表するなど、会費収納率の向上を訴えた。

会員に対し「東北税政連だより」及び本連盟ホームページ等を通じ、本連盟及び各県税政連の活動状況とその成果を報告するとともに、独自リーフレット「税理士政治連盟にご理解を」及び日税政より支援の「税政連の理解を深める為のリーフレット」を作成するなどして理解と協力を得るよう努めた。

9月25日には宮城県支部連合会のご協力のもと、宮城県税理士政治連盟と連携して「日本の税制の現状と課題」をテーマに財務省主税局税制第1課課長を講師に迎え研修（マルチメディア研修）が行われ、90人の参加があった。

また、次の国政選挙に向けた選挙支援活動資金不足を解消するために「サポート募金」を募り通算403人の会員から370万円のご協力をいただいた。多くの会員の皆様よりのご芳志に厚く御礼申し上げる。

8 国政選挙への対応について

本連盟は、令和3年度に予定されている第49回衆議院議員総選挙に備えるため、各県税政連から推薦候補者を募り、推薦審査会を経て20名の推薦候補者を決定した。

第 2 号議案

令和 2 年度収支決算承認の件

成瀬副幹事長から、収支決算、財産目録について順次説明があり、引き続き坂本会計監事から監査報告があった。

議長は、第1号議案について採決を諮ったところ、満場一致をもって原案通り可決承認された。

引き続き、第2号議案について採決を諮ったところ、



満場一致をもって原案通り可決承認された。

(7頁)。

第 3 号議案

令和 3 年度 運動方針及び組織活動方針決定の件

吉田幹事長から、各項目について、概ね次のような提案説明があった。

一 運動方針

本連盟は、税理士による国会議員等後援会の活動を活性化し、その力を最大限に発揮するため、各県税政連と連携して地域に密着した政治活動を推進するべく、具体的課題に積極的に対応する。

来るべき第49回衆議院議員総選挙及び令和4年7月の第26回参議院議員通常選挙への対応については、各県税政連及び各後援会と連携し、強力な運動を行う。

税制改正への対応については、納税者の立場から幅広い議論がより一層推進されるよう、また、中小企業に過重な負担をもたらす改正が行われることのないよう運動を行うとともに情報収集の更なる強化に努める。

東日本大震災の教訓を生かした、今後起こりうる大規模災害への対応については、震災関連税制等に対し、税理士の職能を生かした実務に即した提言を行い、速やかな復旧・復興に貢献するため日税政及び東北税理士会と連携して積極的に対応する。

税務行政改善への対応については、納税環境整備に係る議論の流れに対応し、国民の権利及び利益の救済ないし保護に資するよう検討と対策を積極的に推進する。

税理士法改正への対応については、日税政及び東北税理士会と連携し、令和4年の税理士法改正実現に向けて強力な運動を行う。

税理士制度に大きな影響を与える制度改革や他士業資格制度の見直し等の動向については、その情報の収集に努め、迅速かつ的確に対応する。

これらの実現のため、税理士の社会的地位向上を目指して、各県税政連及び各後援会との連携を密にし、

政治力と挙会体制を一層強化して、国民的理解を得ながら次に掲げる目標達成のための運動を強力に展開する。

- 1 進展する社会の要請に応え得る税理士制度の確立
- 2 公正で合理的な租税制度の確立
- 3 税理士の社会的地位の向上と権益の確保、拡充

二 重点運動

上記の運動方針に基づき、本連盟の目的を達成するため、納税者のための真の代表を国会に送り、国会その他政治機関との意思の疎通を図るとともに、推薦国会議員等の後援会をはじめ、あらゆる機会を通じ日常の政治活動を行うこととし、更なる税理士制度の発展のために次の重点運動を強力に推進する。

- 1 令和4年度税制改正に対し納税者の立場からの幅広い議論が行われるよう、また、中小企業に過重な負担をもたらす改正が行われることのないよう運動を行う。
- 2 東日本大震災の教訓を生かし、今後起こりうる大規模災害での復旧・復興に貢献するため、震災関連税制等に対して税理士の職能を生かした実務に即した運動を行う。
- 3 推薦国会議員等後援会を充実強化し、政治活動を行う。
- 4 更なる税理士制度の発展に向けて、強力な運動を行う。
- 5 公正な税制の確立及び税務行政改善のための運動を行う。
- 6 税理士会への強制入会制と税理士業務の無償独占の堅持のための運動を行う。



三 組織活動方針

令和3年度運動方針の目標を達成するため、次の運動を展開する。

1 政策委員会

- (1) 本年度運動方針に基づき、本連盟の具体的施策を策定する。



- (2) 東北税理士会との連絡調整を図る。
- (3) 税理士の業務及び職域侵害行為を防止するための施策を進める。
- (4) 税理士の社会的貢献及び業務を確保・拡充するための施策を進める。

2 財務委員会

- (1) 本連盟財政の強化と健全な運営に努めるとともに、長期的観点に立って財政の充実策を検討する。
- (2) 各県税政連の会費収納率向上のための施策を引き続き推進する。

3 組織委員会

- (1) 本連盟組織の見直し及び組織活動の強化を図る。
- (2) 各県税政連との連絡調整及び連携強化を図る。

4 国対委員会

- (1) 本連盟の事業遂行に必要な情報を収集し、国会活動対策を企画立案すると共に、陳情等の具体的運動を実施する。
- (2) 本連盟の選挙対策を企画立案し、具体策を講ずる。

5 広報委員会

- (1) 本連盟及び各県税政連の活動状況等を周知し、理解と協力を得るため、会報「東北税政連」を発行するほか、東北税理士会報の広告として「東北税政連だより」に活動内容を掲載する。
- (2) ホームページを通じて、積極的かつ迅速に情報を発信する。
- (3) 税理士業界を取り巻く各種情報の収集に努め、活用を図る。

6 後援会対策委員会

- (1) 後援会活動の活性化を図るための諸施策を推進する。
- (2) 本連盟の要望実現のため、後援会活動を通じ地元

国会議員との連絡を密にし、懇談会等を通じ強力な陳情を実施する。

- (3) 公職選挙法及び政治資金規正法等の理解と、選挙に対する正しい認識の研修と普及に努める。

第 4 号議案

令和 3 年度収支予算決定の件

成瀬副幹事長から、令和 3 年度収支予算について順次説明があった。

議長は、第 3 号議案について採決を諮ったところ、満場一致をもって原案通り可決承認された。

引き続き、第 4 号議案について採決を諮ったところ、満場一致をもって原案通り可決承認された。

(7 頁)。

第 5 号議案

役員任期満了に伴う改選の件

吉田幹事長から役員任期満了に伴う改選について提案説明があった。

本連盟役員の任期満了に伴い、本大会において、会長（1 名）会計監事（3 名）、推薦審査会会長（1 名）を選任することになる。

議長から、選任方法を諮ったところ、「執行部一任」の発言があり、執行部から候補者名簿が配付され、選

考経過の説明があった。

議長は、第 5 号議案について質疑を求めたところ、「異議なし」の発言により、採決を諮ったところ満場一致をもって原案通り可決承認された。

第 6 号議案

大会決議決定の件

吉田幹事長から大会決議について提案説明があった。

議長は、第 6 号議案について採決を諮ったところ、満場一致をもって原案通り可決承認された（議案別掲）。

その後太田直樹日本税理士政治連盟会長（福田副会長代読）、高澤圭一東北税理士会会長からそれぞれ祝辞（別掲）をいただいた。

また、日野副幹事長から祝電が披露され、大会は終了した。



大 会 決 議

われわれ東北税理士政治連盟は、学会体制を強化し次の目標を達成するため、強力な運動を展開する。

- 1 われわれは、税理士制度の発展と、納税者のための真の代表を国会に送るため強力な運動を行う。
- 2 われわれは、納税者に信頼される税理士制度の確立を目指して強力な運動を行う。
- 3 われわれは、公正な税制の確立及び税務行政改善のための強力な運動を行う。
- 4 われわれは、税制改正に際し、中小企業に過重な負担をもたらすことのないよう強力な運動を行う。
- 5 われわれは、税理士会への強制入会制と税理士業務の無償独占の堅持のための強力な運動を行う。
- 6 われわれは、税理士の業務及び職域に重大な影響を及ぼす動向に対して強力な運動を行う。

第2号議案

令和2年度収支決算承認の件

令和2年度収支決算書

自 令和2年7月1日 至 令和3年6月30日

(単位:円)

収 入 の 部			
科 目	2年度予算額	2年度決算額	差 異
会 費	12,340,000	12,340,000	0
受 取 利 子	300	91	209
寄 付 収 入	0	40,000	△ 40,000
雑 収 入	1,000,000	768,400	231,600
事 務 受 託 費	1,200,000	1,200,000	0
前 期 繰 越 金	8,216,510	8,216,510	0
政治活動資金準備金取崩	0	0	0
合 計	22,756,810	22,565,001	191,809

(単位:円)

支 出 の 部			
科 目	2年度予算額	2年度決算額	差 異
事 業 費	9,080,000	1,835,128	7,244,872
日 税 政 分 担 金	2,961,600	2,961,600	0
事 務 委 託 費	2,112,000	2,112,000	0
事 務 所 費	854,000	831,552	22,448
政治活動資金準備金繰入	4,760,000	4,760,000	0
予 備 費	2,989,210	0	2,989,210
次 期 繰 越 金	0	10,064,721	△10,064,721
合 計	22,756,810	22,565,001	191,809

財 産 目 録

令和3年6月30日現在

(単位:円)

資 産 の 部		
科 目	金 額	摘 要
現 金	64,617	手許有高
預 貯 金	16,260,104	普通預金(七十七銀行) 6,459,052 定期預金(七十七銀行) 6,260,000 通常貯金(ゆうちょ銀行) 12,918 振替貯金(ゆうちょ銀行) 3,528,134
合 計	16,324,721	

(単位:円)

正 味 財 産 の 部		
科 目	金 額	摘 要
正味財産	16,324,721	政治活動資金準備金 期首有高 1,500,000 当期繰入 1,060,000 当期取崩 0 期末残高 2,560,000 サポート募金 期首有高 0 当期繰入 3,700,000 当期取崩 0 期末残高 3,700,000 次期繰越金 10,064,721
合 計	16,324,721	

第4号議案

令和3年度収支予算決定の件

令和3年度収支予算書

自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日

(単位:円)

収 入 の 部			
科 目	3年度予算額	2年度決算額	備 考
会 費	12,340,000	12,340,000	2,468名×@5,000
受 取 利 子	300	91	
寄 付 収 入	0	40,000	
雑 収 入	1,400,000	768,400	
事 務 受 託 費	1,200,000	1,200,000	
前 期 繰 越 金	10,064,721	8,216,510	
政治活動資金準備金取崩	2,400,000	0	サポート募金取崩
合 計	27,405,021	22,565,001	

(単位:円)

支 出 の 部			
科 目	3年度予算額	2年度決算額	備 考
事 業 費	13,860,000	1,835,128	
日 税 政 分 担 金	2,961,600	2,961,600	2,468名×@1,200
事 務 委 託 費	2,112,000	2,112,000	
事 務 所 費	970,000	831,552	
政治活動資金準備金繰入	3,000,000	4,760,000	
予 備 費	4,501,421	0	
次 期 繰 越 金	0	10,064,721	
合 計	27,405,021	22,565,001	

(注) 必要により、幹事会の承認を得て政治活動資金準備金の取り崩し、科目間及び予備費を流用することができる。

各 機 関 の 審 議 概 況

大 会

令和 2. 9. 3

第47回定期大会

第 1 号議案 令和元年度運動経過及び
組織活動報告承認の件

第 2 号議案 令和元年度収支決算承認
の件

第 3 号議案 令和 2 年度運動方針及び
組織活動方針決定の件

第 4 号議案 令和 2 年度収支予算決定
の件

第 5 号議案 東北税理士政治連盟規約
一部改正の件

第 6 号議案 大会決議決定の件

正副会長会

令和 2. 7. 7

第 1 回正副会長会

- 1 第47回定期大会議案について
- 2 第47回定期大会運営要領について
- 3 規約第22条（大会の議事）の改
正について
- 4 サポート募金の各県への配分方
法について
- 5 各委員会会議報告について
- 6 今後の日程について
- 7 その他当面の諸問題について

令和 2. 8. 4

第 2 回正副会長会（書面審議）

第 1 号議案 令和元年度運動経過及び
組織活動報告承認の件

第 2 号議案 令和元年度収支決算承認
の件

第 3 号議案 令和 2 年度運動方針及び
組織活動方針決定の件

第 4 号議案 令和 2 年度収支予算決定
の件

第 5 号議案 東北税理士政治連盟規約
一部改正の件

第 6 号議案 大会決議決定の件

令和 2. 9. 15

第 3 回正副会長会（WEB会議）

- 1 日税政定期大会の運営等について
- 2 国会議員の陳情について
- 3 各県の財政状況の報告と対策に
ついて
- 4 各県定期大会の開催状況について
- 5 各委員会の行事計画について
- 6 今後の日程について
- 7 その他当面の諸問題について

幹事会等

令和 2. 7. 7

正副幹事長会

- 1 第47回定期大会議案について
- 2 第47回定期大会運営要領について
- 3 規約第22条（大会の議事）の改
正について
- 4 サポート募金の各県への配分方
法について
- 5 各委員会会議報告について
- 6 今後の日程について
- 7 その他当面の諸問題について

令和 2. 8. 4

第 1 回幹事会（書面審議）

第 1 号議案 令和元年度運動経過及び
組織活動報告承認の件

第 2 号議案 令和元年度収支決算承認
の件

第 3 号議案 令和 2 年度運動方針及び
組織活動方針決定の件

第 4 号議案 令和 2 年度収支予算決定
の件

第 5 号議案 東北税理士政治連盟規約
一部改正の件

第 6 号議案 大会決議決定の件

令和 2. 9. 15

第 2 回幹事長会（WEB会議）

- 1 日税政定期大会の運営等について
- 2 国会議員の陳情について
- 3 各県の財政状況の報告と対策に
ついて
- 4 各県定期大会の開催状況について
- 5 各委員会の行事計画について
- 6 今後の日程について
- 7 その他当面の諸問題について

令和 3. 3. 25

第 3 回幹事長会（WEB会議）

- 1 定期大会までの日程等について
- 2 次期衆議院議員総選挙について
- 3 国会議員による税務支援視察の
実施状況について
- 4 税政改正陳情の反省について
- 5 後援会対策委員会からの要請に
ついて
- 6 東北税政連の収支報告について
- 7 会費収納状況及び栃木県税政連
訴訟の報告について
- 8 サポート募金について
- 9 各委員会会議報告について
- 10 その他当面の諸問題について

委 員 会

令和2.10.21

広報委員会（会報編集）

研 修 会

令和 2. 9. 25

研修会

日本の税制の現状と課題

監 査

令和 2. 7. 16

会計監査

令和 2 年度第 4 7 期会計監査

推薦審査会

令和 3. 6. 9

推薦審査会の開催について（書面審議）

税理士会との連携

令和 2. 8. 18

「常務理事会」

笹田副幹事長、高澤副幹事長出席

令和 2. 10. 1

「常務理事会」

笹田副幹事長、高澤副幹事長出席

令和 2. 10. 13

「関連団体との連絡協議会」

青木会長、福田副会長、

吉田幹事長、有坂副幹事長出席

令和 2. 12. 2

「常務理事会」

笹田副幹事長、高澤副幹事長出席

令和 2. 12. 3

「理事会」

笹田副幹事長、高澤副幹事長出席

令和 2. 12. 10

「支部長全体会議」

笹田副幹事長、高澤副幹事長出席

令和 3. 3. 23

「常務理事会」

笹田副幹事長、高澤副幹事長出席

令和 3. 5. 13

「理事会」

笹田副幹事長、高澤副幹事長出席

後援会による陳情・懇談会等の実施状況

国会議員等 (後援会会長)	陳情等 実施年月日	場 所	陳 情 テ ー マ	陳 情 等 参 加 (出 席) 者
津 島 淳 (今 良暢)	令 2. 9. 7	青 森 市	陳情 (税制改正)	今会長
木 村 次 郎 (石塚 徹)	令 2. 9. 6	弘 前 市	陳情 (税制改正)	石塚会長他 2 名
階 猛 (三河 春彦)	令 2. 8. 31 令 2. 11. 22 令 3. 3. 16	盛 岡 市 盛 岡 市 盛 岡 市	陳情 (税制改正について) 国政報告会 総会	工藤会長他 2 名 工藤会長 三河会長他13名
鈴 木 俊 一 (樋口 一男)	令 2. 8. 1 令 2. 9. 4 令 2. 9. 17 令 3. 6. 19	八幡平市 滝 沢 市 盛 岡 市 八幡平市	囲む会 陳情 (税制改正について) 総会 囲む会	樋口会長 樋口会長 樋口会長他 6 名 樋口会長
小 沢 一 郎 (及川 高志)	令 2. 9. 12 令 2. 10. 10 令 2. 11. 18 令 2. 11. 28 令 2. 12. 19	奥 州 市 奥 州 市 奥 州 市 奥 州 市 奥 州 市	懇談会 (陳情の打合せ) 陳情 (税制改正について) 及び懇親会 総会 懇談会 (諸般の情勢について) 懇談会 (諸般の情勢について)	及川会長他 2 名 及川会長他60名 及川会長他40名 及川会長他 2 名 及川会長他 2 名
遠 藤 利 明 (川合 賢助)	令 2. 8. 29	山 形 市	陳情 (税制改正に関する要望)	川合会長他 3 名
根 本 匠 (柳内 一彦)	令 2. 8. 10	郡 山 市	陳情 (コロナ対策関連)	柳内会長他 2 名
亀 岡 偉 民 (佐藤 吉弘)	令 2. 8. 17 令 2. 9. 7	福 島 市 福 島 市	災害損失控除を中心に陳情 総会	佐藤会長他 1 名 佐藤会長他30名
舟 山 康 江 (佐藤登美子)	令 2. 8. 29	山 形 市	陳情 (税制改正)	佐藤会長他 4 名

東北税政連及び各県税政連の実施状況

- 令 2. 7. 31 仙台市 (選挙事務所)
税制改正について陳情

国 会 議 員 名 等 (選 挙 区)	陳 情 等 参加 (出席) 者
土井 亨 (宮城 1 区)	青 木 会 長 吉 田 幹 事 長 有 坂 副 幹 事 長

- 令 2. 8. 3 仙台市 (選挙事務所)
税制改正について陳情

国 会 議 員 名 等 (選 挙 区)	陳 情 等 参加 (出席) 者
櫻井 充 (無所属)	青 木 会 長 吉 田 幹 事 長 有 坂 副 幹 事 長

- 令 2. 8. 4 仙台市 (東北税理士会館)
税制改正について陳情

国 会 議 員 名 等 (選 挙 区)	陳 情 等 参加 (出席) 者
井上 義久 (比 例)	青 木 会 長 吉 田 幹 事 長 有 坂 副 幹 事 長

- ・ 令 2. 8. 31 仙台市（ホテルメトロポリタン仙台）
税制改正について陳情

国 会 議 員 名 等 （ 選 挙 区 ）	陳 情 等 参加（出席）者
秋葉 賢也（宮城 2 区）	青 木 会 長 福 田 副 会 長 吉 田 幹 事 長 有 坂 副 幹 事 長

- ・ 令 2. 10. 20 東京都（議員会館等）
税制改正について陳情（要望書手交）

国 会 議 員 名 等 （ 選 挙 区 ）	陳 情 等 参加（出席）者
土井 亨（宮城 1 区） 秋葉 賢也（宮城 2 区） 若松 謙維（比 例）	吉 田 幹 事 長 有 坂 副 幹 事 長 益 子 副 幹 事 長

- ・ 令 2. 11. 7 仙台市（選挙事務所）
税制改正について陳情

国 会 議 員 名 等 （ 選 挙 区 ）	陳 情 等 参加（出席）者
西村 明宏（宮城 3 区） 小野寺五典（宮城 6 区）	青 木 会 長 福 田 副 会 長 吉 田 幹 事 長 有 坂 副 幹 事 長

令和 2 年県税理士政治連盟定期大会

団 体 の 名 称	月 日	開 催 場 所	本連盟出席者名
宮城県税理士政治連盟	7月27日	仙 台 市 東 北 税 理 士 会 館	青 木 会 長
岩手県税理士政治連盟	8月27日	盛 岡 市 岩 手 県 税 理 士 会 館	—
福島県税理士政治連盟	7月15日	郡 山 市 郡山ビューホテルアネックス	—
秋田県税理士政治連盟	8月26日	秋 田 市 ホテルメトロポリタン秋田	—
青森県税理士政治連盟	7月20日	青 森 市 青 森 県 税 理 士 会 館	—
山形県税理士政治連盟	7月17日	山 形 市 山 形 県 税 理 士 会 館	—

東北税理士政治連盟組織一覧

（令和 3 年 6 月30日現在）

団 体 の 名 称	設立届出年月日	会 長	幹 事 長
東 北 税 理 士 政 治 連 盟	51年 2 月 27 日	青 木 正	吉 田 恵 幸
宮 城 県 税 理 士 政 治 連 盟	51年 10 月 18 日	福 田 治	有 坂 信 彦
岩 手 県 税 理 士 政 治 連 盟	51年 7 月 19 日	穀 田 有 一	佐々木 智 也
福 島 県 税 理 士 政 治 連 盟	51年 11 月 6 日	大 橋 健 二	深 澤 広 守
秋 田 県 税 理 士 政 治 連 盟	51年 8 月 4 日	鈴 木 明 夫	宇佐見 康 伸
青 森 県 税 理 士 政 治 連 盟	51年 7 月 20 日	西 村 晴 夫	奈 良 勝 行
山 形 県 税 理 士 政 治 連 盟	51年 4 月 19 日	江 部 寛	斎 藤 榮 一

日本税理士政治連盟の会議出席状況

年 月 日	会 議 名 等	出 席 者 名
令和 2. 7. 14	第1回財務委員会 (WEB)	成瀬副幹事長
令和 2. 7. 15	第1回正副幹事長会 (WEB)	吉田幹事長
令和 2. 7. 17	第1回幹事会 (WEB)	福田副会長、吉田幹事長
令和 2. 7. 20	第1回正副会長会 (WEB)	青木会長、吉田幹事長
令和 2. 8. 7	第2回正副会長会 (書面審議)	青木会長
令和 2. 8. 17	第1回広報委員会 (書面審議)	森副幹事長
令和 2. 8. 21	第3回正副会長会 (WEB)	青木会長、吉田幹事長
令和 2. 9. 24	第3回正副幹事長会 (WEB)	吉田幹事長
令和 2. 9. 24	第2回幹事会	福田副会長、吉田幹事長
令和 2. 9. 24	第54回定期大会	青木会長、穀田副会長、江部副会長、吉田幹事長
令和 2. 10. 1	第4回正副会長会 (書面審議)	青木会長
令和 2. 10. 14	第1回後援会対策委員会 (WEB)	小山内副幹事長
令和 2. 10. 16	第2回広報委員会 (書面審議)	森副幹事長
令和 2. 10. 20	第1回政策・国対合同会議	吉田幹事長、有坂副幹事長、益子副幹事長
令和 2. 11. 17	第3回広報委員会	森副幹事長
令和 2. 11. 19	第2回後援会対策委員会	小山内副幹事長
令和 2. 11. 19	全国後援会対策委員長会議	小山内副幹事長
令和 2. 12. 14	第1回組織委員会 (WEB)	吉田幹事長
令和 3. 1. 14	第3回幹事会 (WEB)	青木会長、福田副会長、吉田幹事長
令和 3. 1. 14	第5回正副会長会 (WEB)	青木会長、福田副会長、吉田幹事長
令和 3. 1. 21	第5回広報委員会 (書面審議)	森副幹事長
令和 3. 3. 18	第6回広報委員会	森副幹事長
令和 3. 4. 9	第2組織委員会 (WEB)	吉田幹事長、日野副幹事長
令和 3. 4. 9	全国組織委員長会議 (WEB)	吉田幹事長、日野副幹事長
令和 3. 5. 18	第7回広報委員会 (書面審議)	森副幹事長
令和 3. 5. 19	第4回幹事会	青木会長、福田副会長、吉田幹事長
令和 3. 6. 4	第5回幹事会 (書面審議)	福田副会長、吉田幹事長
令和 3. 6. 4	第1回政策委員会 (WEB)	有坂副幹事長
令和 3. 6. 7	第1回国対委員会 (WEB)	益子副幹事長
令和 3. 6. 15	第6回正副会長会 (WEB)	青木会長、吉田幹事長
令和 3. 6. 15	第4回正副幹事長会 (WEB)	青木会長、吉田幹事長
令和 3. 6. 16	第8回広報委員会	森副幹事長
令和 3. 6. 28	第6回幹事会 (WEB)	福田副会長、吉田幹事長

あいさつ要旨

税政連の活動で税制改正の実現を

東北税理士政治連盟会長 青 木 正

コロナ収束の先が見えない期間が続いています。支部長会も短縮され、本日は、この定期大会のみとなっていました。代議員の先生方は委任状による出席となり、各県の役員の先生方もWEBでの参加でご不便とは思いますがよろしくお願いします。

本日は、昨年に引き続き、コロナ感染予防のため日税政会長や本連盟の顧問・相談役の先生方にはご案内はしていませんが、高澤会長には特段のご配慮を賜りご出席いただいております、ありがとうございます。

まずは、「衆議院総選挙」でございます。任期満了による総選挙か、あるいは解散による総選挙かが検討されている、と報道されておりますが、どうも来月5日公示、17日投開票とする案が有力視されています。東北税政連はすでに各県税政連から推薦された国会議員19名の推薦を決定し、ホームページに掲載させていただきました。

東北税政連が杖とも柱とも仰いでいた大島理森衆議院議長が勇退され、さらに公明党の井上義久前幹事長も次は出馬されないことになりました。今後は、税制改正を初め我々税理士の要望に真摯に向き合ってください、発言力と実行力のある国会議員との連携がより必要となります。この選挙を通じて、税政連の底力を十二分に発揮し、一昨年、先生方から暖かいご芳志いただきました「サポート募金」を有効活用して推薦議員全員が必ず当選できるよう各県税政連と税理士による後援会と連携して支援してまいります。選挙の時だけ我々の要望に耳を傾ける国会議員との付き合いではなく、後援会の皆様には普段から支援する国会議員と税制に関する勉強会や国政報告会等を開催するなど、深い信頼関係を構築していただきたいと思います。

その税制改正ですがコロナ禍で思うような陳情ができず、まったく前進していないのが現状で、申し訳なく感じております。

令和4年度の税制改正は、「インボイス方式の見直しと導入時期の延期」が重要項目に掲げられました。令和5年導入予定の「インボイス」はこのコロナ禍の状況を踏まえて「延期してほしい」という要望です。

さらに東北税政連は、「災害損失控除の創設」を最

重点事項とし、今年は陳情の時期を3ヶ月程度前倒しして既に関係国会議員に陳情を実施しております。

東北税理士会調研部から、「災害損失控除」に関する資料を作成していただき、

それに基づき、国会議員に説明しております。毎年各地で災害が多発していること、インフラの復旧には相当期間を要することを丁寧に説明し、年末の税制改正大綱に記載されるよう進めて参ります。

税理士法の改正は水面下で粛々と進んでいるようでありまして、順調にいけば来年3月には成立する方向であり、来月の一斉陳情の時に関係国会議員に要望する予定と聞いております。

コロナ禍で、オリンピック・パラリンピックが無観客となり、東北の夏祭りも中止や縮小が余儀なくされ、人流の制限で旅行も遊びも遠慮しなければならない日々が続いております。しかし、こういう状況下ではありますが、あらゆる機会を捉え、税制改正実現に向けた活動を展開して参ります。税政連の活動なくして税制改正は実現できません。

今後も、税理士の社会的地位向上のため、東北税理士会や各県税政連、税理士が支援する国会議員等後援会と連携し、我々税理士が要望する税制改正の実現のため汗をかいて参りますので、ご支援のほどよろしくお願いします。

本年は、役員改選の年であります。各県の定期大会を最後に退任された各県会長や役員の先生方には大変お世話になりました。今後も東北税政連に対し、大所高所からご指導賜りたく存じます。

本日はこの1年間の活動報告と今後の方針を論議する大事な大会です。限られた時間ではございますが、慎重審議の程、よろしくお願いします。



あいさつ要旨

誇りと使命感を持って税政連活動に参加を

日本税理士政治連盟会長 太 田 直 樹

本日は、東北税理士政治連盟の第48回定期大会開催に心からお慶び申し上げます。また、日ごろから日本税理士政治連盟の会務運営に対し、格別のご高配を賜り深謝申し上げます。

なお、本年は役員の改選期であり、退任役員の皆様に感謝申し上げますとともに、青木会長をはじめ就任された役員の皆様には今後のご活躍にご期待申し上げます。

終わりの見えないコロナ禍により、昨年度に引き続き今年度の定期大会は、例年とは異なった方法での開催を余儀なくされています。東北税理士政治連盟におかれましても、執行部の皆様には、困難な状況の中、会務を執行されておられますことに感謝申し上げます。

このような状況の中、令和3年度においては、来るべき国政選挙、税制改正、税理士法改正等の重要な課題に対応しなければなりません。この場をお借りして、日税政の諸課題について、所信の一端をご報告させていただきます。

まず、国政選挙への対応です。今年10月21日に衆議院議員の任期が満了します。マスコミ等では9月解散などが取りざたされておりますが、必ず第49回衆議院議員総選挙が行われます。また、来年7月までには第26回参議院議員通常選挙も行われます。

税政連にとって最も重要な活動は国政選挙への対応であり、税政連は国会において、その地域に密着した活動が高く評価されております。次期国政選挙において、税政連の推薦議員を一人でも多く国会に送るため、東北税理士政治連盟におかれましても、より一層のご理解とご協力を改めてお願い申し上げます。

次に、税制改正への対応について申し上げます。

日税連は、6月23日の理事会において、「令和4年度・税制改正に関する建議書」を機関決定しました。

税理士会の税制建議は、税政連の活動により実現してこそ机上のものではなく現実の意義あるものとなります。日税政は、これまで以上にスピード感を持った迅速な対応に努め、税制建議の実現を強く訴えてまいります。東北税理士政治連盟におかれましても、改めてご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、税理士法改正について申し上げます。昨年12月10日に決定された与党税制改正大綱において、税理士法改正が取り上げられ、6月23日の日税連理事会においては「税理士法に関する改正要望書」が機関決定されました。今回の税理士法改正のコンセプトは、ウィズコロナ・ポストコロナの新しい社会への対応、多様な人材の確保などであり、現在、日税連と政府当局との間で、令和4年通常国会における法改正を視野に入れた検討が加速しています。日税政は、日税連と連携して、次世代にとって魅力のある、そして、国民・納税者により一層信頼される税理士制度とするため、税理士法改正に積極的に対応して参ります。

さて、税政連の意義と役割がより重要になる一方、税政連組織の強化や後援会活動の活性化が喫緊の課題となっております。税理士政治連盟の目的は、税理士会の要望実現であり、税政連活動の成果はすべての税理士会会員が等しく享受します。すべての税理士に税政連の活動をご理解いただき、誇りと使命感を持って活動に参加していただけますよう、日税政は単位税政連の皆様と英知を結集して取り組んでまいります。

今後も、会員の皆様には、税理士政治連盟の活動に対して、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、本日ご参会の皆様のご健勝と貴連盟の益々のご発展を切にお祈りいたしまして、祝辞いたします。

あいさつ要旨

納税者のために災害関連税制の継続的な訴えを

東北税理士会会長 高 澤 圭 一

本日ここに東北税理士政治連盟第48回定期大会が開催され、議案の審議が滞りなく終了されましたことにつきまして、心からお祝いを申し上げます。

さて、貴連盟におかれましては、日本税理士政治連盟を始め、日本税理士会連合会及び東北税理士会の事業計画の基本方針や重点施策事項等の実現に向け、日頃から各種施策の推進並びに強力な運動を展開されておりますことに、この場をお借りして衷心より御礼を申し上げる次第であります。

また、東日本大震災及び東京電力福島第一原発事故より、本年で10年が経過いたしました。その間、政府の震災特例法案等に対し、継続して提言を行うとともに、地元出身国会議員に対して、機会あるごとに陳情を行うなど、被災地の速やかな復旧・復興支援策を訴え続けられており、誠に心強く感じているところでございます。

例年、税理士会が税理士法に定められているところにより税制改正についての建議書を作成し、仙台国税局をはじめ権限ある官公署に提出をしておりますことはご高承の通りであります。

令和 3 年度の税制改正大綱におきまして、電子帳簿等保存制度に関し、国税関係帳簿書類を電子的に保存する際の手続きが抜本的に見直され、保存制度が簡素化されたことも、貴連盟はじめ日本税理士政治連盟のご尽力の賜物であることはいまでも申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、納税者を取り巻く社会や経済の状況が一変したことに伴い、納税猶予制度の創設や申告期限延長の特例措置等も設けられておりますが、流動化する社会経済環境にあって、これからも改正要望事項は複雑多岐にわたる状況にあります。

また、昨今の大規模自然災害の多発を鑑み、東日

本大震災被災単位会として納税者のために、災害関連税制を継続的に訴えていかなければならないと強く感じております。そのような状況において、貴連盟におかれましては税理士会



の意を体して、その実現に向け惜しみないご努力をいただいております。近年においては、重要な項目について、着実にその実現を果たされておられますことは、永年にわたる貴連盟の活動の積み重ねによって成し遂げられたものと確信しております。

さらに、来年の通常国会の成立を目指しております ICT 化を前提とした税理士法改正や社会保障・税番号制度など、税理士業界を取り巻く環境の変化は著しく、そのなかで税理士に対する社会的な信頼や職能に対する期待がより一層深まっていることについても、貴連盟のお力添えの賜物と考えておる次第であります。

本年は、貴連盟の役員改選の年に当たりますが、任期満了により退任されます役員の皆様方には、業務のお忙しい中、昼夜の区別なく、次期状況に応じ政治連盟の重責を担ってご活躍されましたことに心から感謝申し上げますとともに、そのご労苦に対し深い敬意を表する次第であります。また、新しく就任されました役員の皆様方には、今後のご活躍と従前同様の東北税理士会へのお力添えをお願いする次第であります。

結びに当たり、これまで当会に賜りましたご支援とご協力に深く感謝を申し上げますと共に、貴連盟の今後益々のご発展を祈念して、お祝いのご挨拶とさせていただきます。

新役員のあいさつ

就任のご挨拶

会長 青 木 正

第48回定期大会で3期目となる会長に再任されました。各県税政連や国会議員等後援会、東北税理士会と連携し、我々が熱望する税制改正実現のために国会議員や財務省等に出向き陳情してきましたが、コロナ禍の影響もあり、成果が得られない2年間になってしまいました。

税制改正要望実現に向け、陳情活動の開始時期を早め、与党の税制担当議員や各部会等にも働きかける等の活動を強化しましたが、何が不足しているのか、どのような行動を起こせば良いのか、戦略的に再検討する必要性を感じております。成果を勝ち取っていくためには、税政連の組織強化と税制に詳しい国会議員を支援していくことが必要となります。

東北税理士会の重点建議である「災害損失控除制度の創設」を推進し、インボイス方式の移行は中小・零細事業者の事務負担が増加し、免税事業者が取引から排除されるおそれがあることからしっかりした対策を講ずるよう関係者に対し陳情活動を実施していきます。

東北税理士会、東北税理士協同組合と連携し、我々税理士の社会的地位の向上のために、税政連に与えられた役割達成のために先頭に立って汗をかいて参ります。引き続き先生方のご支援とご協力をお願いします。



就任のご挨拶

宮城県税理士政治連盟

会長 武 田 孫 市

令和3年7月に開催された、宮城県税理士政治連盟（以下「県税政連」という。）の定期大会において会長に選出されました。会長の役割は重責であり身の引き締まる思いですが、精一杯頑張りたいと思います。会員の皆様のご支援ご協力をよろしくお願いいたします。

県税政連は、東北税理士政治連盟と共に税制改正、税理士法改正等に向けた活動を行っており、主に「税理士による国会議員の後援会」等を通じて、国会議員本人に対して陳情・要請等を行い、関係法律の制定、改正に向けての働きかけを行っております。

現在、県税政連の衆参両議員（元を含む）についての「税理士による後援会」組織は4後援会となっておりますが、県税政連活動の柱となるものと考えており、各国会議員の動向等も睨み合わせながら、



後援会組織の充実に努めて参りたいと考えております。

また、運動方針の一つである「税理士の社会的地位の向上と権益の確保、拡充」に関して、税理士の公益的な活動が理解につながると考えられることから、引き続き東北税理士会宮城県支部連合会、税理士会支部が行う無料税務相談会の議員視察を実施したいと考えております。

最後に、県税政連の活動を行う上で、財政的な支援が必要であり、これまでも会費の納入についてご協力をいただきました。誠にありがとうございます。

昨年来のコロナ禍の大変な状況の中ではありますが、引き続き県税政連の活動にご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

後援会と一丸となって

岩手県税理士政治連盟

会長 工 藤 重 信

この度の岩手県税理士政治連盟定期大会において、会長職に選任いただきました。よろしくお願ひします。

税理士政治連盟は、税理士会の方針に沿い、税理士の社会的・経済的地位の向上を図るとともに、社会に適合する税理士制度及び公正な租税制度並びに民主的な税務行政を確立するために必要な政治活動を行うことを目的としています。

税理士会では、税理士法第49条の11（建議等）において、官公署に建議し又はその諮問に答申することができると規定されております。実際に、日税連及び各税理士会では、官公署に対し積極的に税制改正要望について建議しております。しかし、税理士会の税制改正建議が現実に法律として実現するためには、国政の最高機関である国会において法案を成立させる（立法）必要があります。立法には内閣立法（閣法）と議員立法がありますが、いずれの方法にせよ国会議員の皆様のご協力なしには決して法案を成立させることはできません。現在、税理士法改正も閣法成立を目指し税理士政治連盟及び関係国会議員後援会を中心に活動しております。

税理士会の要望実現のためには、税理士による国会議員後援会の積極的な活動が不可欠です。今後とも、会員の皆様には税政連活動にご理解ご協力をお願い申し上げます。



税理士による後援会

福島県税理士政治連盟

会長 大 橋 健 二

この度の福島県税理士政治連盟の定期大会において、再び会長の職を仰せつかりました。続投をお願いしました深澤広守幹事長を中心として活動して参ります。

税理士会は、毎年「税制改正要望



書」を取りまとめる活動をしています。税理士政治連盟は、この要望書に掲げられた項目を国政に反映させ具現化すべく活動している団体です。

国政に反映させるためには、法律の制定又は改正が必須であり、そのためには理解ある政治家の協力が必要となります。

また、これらの活動には、多くの人材と資金が必要不可欠であり、その成果は、我々税理士だけのものではなく、国民全体が得ることとなります。税理士政治連盟の活動にご理解と、会費納入にご協力をお願いします。

福島県には「税理士による後援会」組織が6団体ありますが、残念ながら、後援会ごとの活動に差があると感じています。今回、福島県からの強い要望により東北税理士政治連盟の予算に「組織活性化支援金20万円」が計上されました。積極的に活動をしている後援会に対しては、その資金で応援をしていきたいと考えております。

就 任 の ご 挨 拶

秋田県税理士政治連盟

会長 鈴木 明 夫

この度、第46回秋田県税理士政治連盟定期大会におきまして、再び会長職を任じられました。これから向こう二年間におきまして、今定期大会において決議された運動方針に基づき精一杯の活動を進めてまいりますので、会員の皆様方におかれましては、どうか宜しくご協力方お願い申し上げます。

さて、本年はこれから国政選挙である衆議院選挙が予定されています。我々東北税理士政治連盟の要望の最重要事項は、「災害損失控除制度の創設」であります。早期の実現を図るため東北税理士会と一緒に、より強い運動を展開して行く絶好の機会と捉えています。会員の皆様方におかれましては、東北税理士政治連盟が推薦する候補者を積極的に応援して下さい、法案の早期の成立に向けて実現して下さいようお力を貸して下さい。



税理士と国会議員を繋ぎたい

青森県税理士政治連盟

会長 西村 晴 夫

7月の青森県税理士政治連盟の定期大会において、再び会長の職を仰せつかりました。会員皆様のご協力を賜り、会長としての職責を全うしたいと思っていますのでよろしくお願い致します。

何度も言いますが、税政連とは政治活動に制約を



受ける税理士会に代わり、税理士会の税制改正要望等を国政に反映させる活動を行うものであります。そこで国政を担う国会議員に対して、税理士会の考えや理解を求めることが役目となっているものと認識しています。

そのためにも「税理士による後援会」活動を通じての役割が重要となってきています。青森県税政連には今のところ、「税理士による津島淳後援会」と「税理士による木村次郎後援会」の2後援会が組織されています。税制改正実現のためには、税制に強い関心を示す国会議員の先生が多く必要となります。もしこの人ならと新たに推薦いただけるなら、一緒に後援会作りも考えていきたいとも思っています。

会員の皆様には、「税理士による後援会」を通じて勉強会や国政報告会等に参加してもらい、国会議員の先生と深い関係を構築していただきたいと願っています。

強力な後援会活動の実践

山形県税理士政治連盟

会長 斎藤 榮 一

7月16日に開催された第48回県税政連大会において会長職を仰せつかりました。これから2年間よろしくお願い申し上げます。県税政連幹事長としては6年間、この組織の運動にたずさわって、税政連の何たるかを一通り経験しましたが、会長としてはまた一から歩みを進めてまいります。



さて、県税政連が担う役割等は東北税政連の運動方針及び東北税理士会の基本方針と重点施策を実現することにあります。目標は、税理士の社会的地位の向上と納税者のための公正な税制の確立です。一般の政治団体とは異なりイデオロギーに拘泥することなく、この組織が税理士会会員のための組織であることを肝に銘じて活動すべきであろうと考えます。

令和4年度の税制改正に関する重要建議・要望項目の中でも「適格請求書等保存方式の見直しと導入延期」並びに「災害損失控除の創設」は必ず実現できるよう強力な運動を展開すべきです。過去の重点要望項目、例えば消費税の単一税率制度の維持は残念ながら実現することができませんでした。粘り強い運動の必要性を痛感します。このためには、税理士による国会議員の後援会の活動の重要性がますます大事になっています。

今年は、衆議院の総選挙が遅くとも11月には行われます。後援会活動としては最大限の力を発揮し、推薦国会議員の当選を確実なものとする必要があります。後援会に所属する会員のみならず多くの会員の一層のご支援をお願いいたします。

就任のご挨拶

幹事長 吉田 恵 幸

引き続き幹事長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

東北税理士政治連盟の目的は規約第3条において次のように規定されています。「本連盟は東北税理士会の方針に沿い、税理士の社会的地位の向上を図るとともに、社会に適合する税理士制度及び公正な租税制度並びに民主的な税務行政の確立のため、必要な政治活動を行うことを目的とする。」東北税理士政治連盟は東北税理士会の目指すべき方針に沿い、その要望実現のためにのみ活動する政治団体です。令和4年3月に実現を目指している税理士法の改正においても国会での法制化が必要です。税理士政治連盟の活動は税理士法第一条「税理士の使命」にある税務の専門家として、納税義務者の信頼にこたえ、納税義務の適正な実現を図るために、あるべき税制の声を国会議員に伝えていくことにあります。それが税理士法第49条の11の建議権であると理解しています。東北税理士政治連盟への今後ますますのご理解とご協力をお願いいたします。



退任のご挨拶

岩手県税理士政治連盟

前会長 穀 田 有 一

この度の第48回定期大会をもちまして副会長を退任いたしました。ご協力ありがとうございました。東北税理士政治連盟の役員として推薦審査会会長の職を経験させていただいた後、4年前に副会長に就任しました。思い返すと副会長に就任した直後に衆議院の解散総選挙がありバタバタしながら選挙対応に当たっていました。私の在任中にもう一度衆議院選挙があるだろうと予想していましたが、コロナの影響もあり先延ばしとなりました。

税政連は、社会の要請に応え得る税理士制度の確立と、税理士の社会的地位の向上と権益の確保・拡充のための運動を展開しています。国会議員に働きかけ協力を得て成果を獲得するには、ひとりでも多くの税理士の理解と協力がかかせません。そのためには日税連の情報を各県税政連に伝え、そこから各県の会員に発信していくことがますます大切になります。税制改正要望や税理士法改正の進捗状況は全ての税理士が関心を持っているはずですし、その結果は全ての税理士に影響を及ぼします。コロナ禍の税政連活動は大変難しいものであることは身をもって理解していますが、後任の皆様にはコロナを打ち破ってのご活躍を期待させていただきます。今後は一会員として税政連活動を応援していきます。



退任のあいさつ

皆様のご理解とご協力に感謝

宮城県税理士政治連盟

前会長 福田 治

7月の宮城県税理士政治連盟の定期大会において2期務めた会長を退任することになりました。

東北税理士政治連盟の副幹事長も合わせると通算10年間税政連活動をして参りました。

会員の皆様のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございました。

ここ1年半は、コロナ禍で上京しての陳情・賀詞交歓会での挨拶も出来ずにおりましたが、各議員の事務所をお尋ねしたり、税理士会館に足を運んでもらい陳情することができました。

宮城県では、土井亨・秋葉賢也・小野寺五典衆議院議員、愛知治郎前参議院議員の「税理士による後援会」活動を中心にして税理士会の税制改正要望実現のため機会あるごとに陳情を行って参りました。

間もなく衆議院議員選挙が行われます。我々税理士の主張に耳を傾けてくれる議員を国会に送りこみ活動してもらうことに変わりありません。

税政連活動をするためには、会費の納入が重要です。今後も陰ながら協力して参ります。本当にお世話になりました。感謝申し上げます。



ご支援とご協力に感謝

山形県税理士政治連盟

前会長 江 部 寛

この度の第48回定期大会をもちまして副会長を退任いたしました。在任中、会員の皆様にはご理解とご支援ご協力をいただき円滑な会務運営となりましたこと厚く感謝申し上げます。

税理士政治連盟は独立した組織ではありますが、広い意味で税理士会、協同組合、税理士政治連盟は三位一体で活動すべきものと考えます。また山形県税理士政治連盟は東北税理士政治連盟の構成員として東北税理士会及び日本税理士会連合会の建議することの実現をはかるべく活動してまいりました。

特に消費税の単一税率や請求書等保存方式の維持、災害税制の創設など中小企業や納税者に過重な負担をもたらすことのない税制の実現に向け後援会活動や関係国会議員に対し陳情を行ってきたところでございます。

ここ一年間はコロナウィルス感染の影響で新たな活動方法を模索しながらの活動となりましたが、サポート募金を始め皆様のご支援とご協力を得て新たな方向づけを見出すことが出来たのではと思っております。

結びに未加入の皆様には是非ご加入いただきご支援いただきますよう切にお願い申し上げます。退任のご挨拶といたします。



国会議員に税制改正を陳情

東北税政連の役員及び各県税政連の会長・後援会会長等は、令和 4 年度税制改正に関する要望を推薦国会議員に面会して陳情を行った。

陳情した国会議員は次のとおりである。

(敬称略・順不同)

土 井	亨 (衆・宮城 1 区)
秋 葉	賢 也 (衆・宮城 2 区)
若 松	謙 維 (参・全国比例)
亀 岡	偉 民 (衆・比例東北)
菅 家	一 郎 (衆・福島 4 区)
遠 藤	利 明 (衆・山形 1 区)
櫻 井	充 (参・宮城県)



土井亨衆議院議員 (7月6日)



秋葉賢也衆議院議員 (7月9日)



若松謙維参議院議員 (7月28日)



亀岡偉民衆議院議員 (8月6日)



菅家一郎衆議院議員 (8月29日)



遠藤利明衆議院議員 (8月31日)



舟山康江参議院議員 (9月3日)



櫻井充参議院議員 (9月6日)



各部委員会の委員長副委員長が決まる

本連盟は、9月13日東北税理士会館において幹事会を開催し、各委員会の構成員を次のとおり決定した。

政策委員会

委員長 有坂 信彦 (仙台中)
副委員長 佐藤雄一郎 (盛岡)

組織委員会

委員長 須田 悦子 (仙台南)
副委員長 長谷川有実 (青森)

広報委員会

委員長 森 智恵子 (仙台南)
副委員長 長谷川光政 (仙台中)

財務委員会

委員長 成瀬 廣 (仙台南)
副委員長 深澤 広守 (郡山)

国対委員会

委員長 益子 光彦 (仙台北)
副委員長 鈴木 誠 (山形)

後援会対策委員会

委員長 小山内雅志 (仙台中)
副委員長 高橋 真一 (秋田南)

第49回衆議院議員総選挙を終えて

幹事長 吉田 恵幸

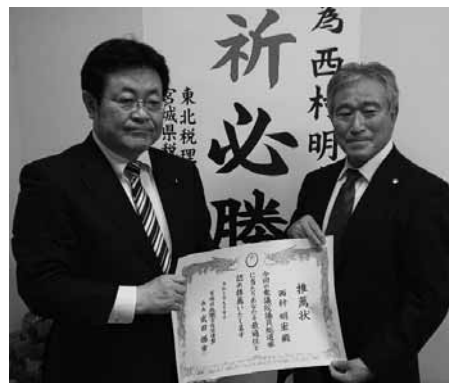
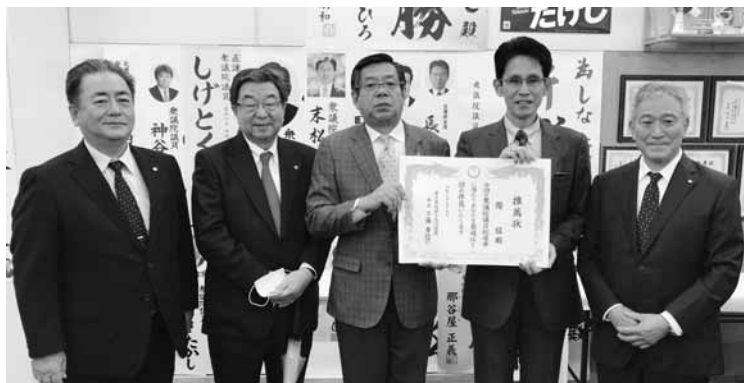
岸田新政権が10月4日発足後10日後の14日解散、19日公示、31日投開票という超短期決戦となった第49回衆議院議員総選挙が行われた。21日衆議院議員任期満了後に投票が行われるのは戦後初めてのことであり極めて異例の総選挙となった。安倍、菅政権の流れを受けた政府与党の政権運営に対して、立憲民主党を中心とした野党側の統一候補擁立の動きなど、与野党対決の構図が鮮明となった選挙の結果、自民党は公示前から15議席減らしたものの261議席を獲得し単独で過半数を維持した。公明党と合わせると獲得議席は293議席となった。選挙前勢力305議席から12議席の減少となった。

本連盟では、各県税政連から推薦候補者を募り、6月9日付け推薦審査会を経て、小選挙区17名比例区2名、計19名を決定した。選挙期間中は、本連盟及び各県税政連役員が選挙事務所に出向くなど積極的に支援活動を行った。結果として19名全員が当選した。しかし、うち5名が比例区での復活当選という大変厳しい選挙であった。

この度の支援活動に対し、各県税政連の役員、後援会会長はじめ、会員各位に多大な協力をいただき心より感謝申し上げます。

本連盟推薦の当選者は、次のとおりである。

青森1区 江渡 聡徳(自 民)	秋田3区 御法川信英(自 民)	比例東北 秋葉 賢也(自 民)
青森3区 木村 次郎(自 民)	山形1区 遠藤 利明(自 民)	比例東北 寺田 学(立 憲)
岩手1区 階 猛(立 憲)	福島2区 根本 匠(自 民)	比例東北 金田 勝年(自 民)
岩手2区 鈴木 俊一(自 民)	福島3区 玄葉光一郎(立 憲)	比例東北 亀岡 偉民(自 民)
宮城1区 土井 亨(自 民)	福島5区 吉野 正芳(自 民)	比例東北 菅家 一郎(自 民)
宮城3区 西村 明宏(自 民)	比例東北 津島 淳(自 民)	
宮城6区 小野寺五典(自 民)	比例東北 小沢 一郎(立 憲)	



東北税理士政治連盟役員

会 長	副幹事長	幹 事	顧 問
青木 正(仙台中)	有坂 信彦(仙台中)	長谷川光政(仙台中)	深田 一弥(仙台中)
副会長	成瀬 廣(仙台南)	佐藤雄一郎(盛 岡)	小瀬川郷太郎(弘 前)
武田 孫市(仙台中)	須田 悦子(仙台南)	深澤 広守(郡 山)	長末 啓輔(仙台北)
工藤 重信(盛 岡)	益子 光彦(仙台北)	高橋 真一(秋田南)	相談役
大橋 健二(郡 山)	森 智恵子(仙台南)	長谷川有実(青 森)	福田 治(仙台北)
鈴木 明夫(秋田南)	小山内雅志(仙台中)	鈴木 誠(山 形)	穀田 有一(盛 岡)
西村 晴夫(青 森)	笹田 武憲(仙台北)	会計監事	江部 寛(米 沢)
斎藤 榮一(山 形)	千葉 勇喜(仙台北)	坂本芳次郎(仙台北)	推薦審査会長
幹事長		加賀谷清孝(仙台中)	和田 孝仁(盛 岡)
吉田 恵幸(仙台中)		岡 義彦(仙台南)	

税理士による国会議員等の後援会結成状況

(令和 3 年11月15日現在)

氏 名	所 属	選 挙 区	代 表 者	結 成 日
衆議院議員				
木 村 次 郎	自由民主党	青 森 3 区	石 塚 徹	平30. 10. 13
階 猛	立憲民主党	岩 手 1 区	三 河 春 彦	平27. 2. 8
鈴 木 俊 一	自由民主党	岩 手 2 区	樋 口 一 男	平12. 6. 8
土 井 亨	自由民主党	宮 城 1 区	藤 村 元	平27. 6. 26
小野寺 五 典	自由民主党	宮 城 6 区	菅 野 勉	平17. 4. 6
遠 藤 利 明	自由民主党	山 形 1 区	川 合 賢 助	平26. 10. 4
根 本 匠	自由民主党	福 島 2 区	柳 内 一 彦	平13. 4. 20
玄 葉 光一郎	立憲民主党	福 島 3 区	金 澤 博 信	平17. 8. 17
吉 野 正 芳	自由民主党	福 島 5 区	小 松 修	平31. 4. 24
津 島 淳	自由民主党	比 例	今 良 暢	平24. 4. 24
小 沢 一 郎	立憲民主党	比 例	及 川 高 志	平 3. 3. 20
秋 葉 賢 也	自由民主党	比 例	菊 地 弘 生	平23. 9. 7
寺 田 学	立憲民主党	比 例	佐々木 茂 美	平22. 12. 12
金 田 勝 年	自由民主党	比 例	大 山 忠 彦	平22. 11. 22
亀 岡 偉 民	自由民主党	比 例	佐 藤 吉 弘	平27. 2. 28
菅 家 一 郎	自由民主党	比 例	小 林 隆 晴	平26. 7. 7
参議院議員				
舟 山 康 江	国民民主党	山 形 県	佐 藤 登美子	平23. 12. 10
若 松 謙 維	公 明 党	比 例	宗 像 住 孝	平29. 7. 3
非 現 職				
近 藤 洋 介	無 所 属		天 野 富 雄	平26. 11. 15
村 岡 敏 英	無 所 属		鈴 木 正 男	平26. 1. 11
愛 知 治 郎	自由民主党		浅 利 一 儀	平16. 4. 24
中 泉 松 司	自由民主党		和 田 英 幸	平27. 1. 31

税理士業界一筋45年余の信頼と実績

税理士顧問料の集金は**報酬自動支払制度**にお任せください。報酬自動支払制度が
選ばれる理由

理由1

未収金を防ぎ業務負担を
大幅に軽減！

理由2

基本料金0円！
関与先1件335円で利用可能！
＊郵送型「POST」の場合

理由3

総合的な売上管理が可能！
＊ネット型「e-NET」（売上管理型）の場合

理由4

確定申告や相続税の申告など
不定期の報酬にも対応！ネット型「e-NET」
新機能税理士先生に代わり
関与先様へ「請求書」を
メールで無料送信出来ます。用途に応じて選べる
2つの方式

POST 郵送型

報告帳票は郵送でお届け
まずは1件から始めたい先生に
おすすめです。

- 利用料金
- 基本料・・・・・・・・・・ 無料
- 口座振替請求手数料・・・・ 335 円 / 件



e-NET ネット型

24時間
登録・変更はネットで簡単
集金管理の効率化を図りたい先生に
おすすめです。

e-NETの集金支援システム特許取得（特許第5117097号）

- 利用料金・・・・・・・・ 1,800 円 / 月
（5日と28日両方の振替日をご利用の場合は、2,100 円 / 月となります。）
- 口座振替請求手数料・・・・ 240 円 / 件

＊表示金額に消費税は含みません。



〈報酬自動支払制度〉オンライン説明始めました。

オンライン説明をご希望の方は、お電話または、メールでお申し込みください。

電話番号 03-3345-8888 アドレス h-shiryou@nichizei.com



報酬自動支払制度のお問い合わせは ホームページから資料請求・申込が可能です。

0120-155-551

報酬自動支払制度 検索



各種事業も好評をいただいています。

関与先様の集金は My 集金 NET

集金業務でお悩みの
関与先様をご紹介ください。賃料・各種会費・購読料など定期・
不定期を問わず1件からサポー
トいたします。My 集金 NETのお問い合わせは
0120-155-551

研修事業のご案内

幅広いテーマと著名講師による実
務上のポイント解説を中心とした
研修を多数ご用意してお
ります。マルチメディア
研修も豊富です。

日税ジャーナルオンライン

知りたい情報はココにあります！
最新の税務ニュースやお役立ち
ワンポイント講座など、税理士
事務所のための情報
ポータルサイトです。研修事業・日税ジャーナルオンラインについてのお問い合わせは
TEL 03-3340-4488

【報酬制度】口座振替システム

～税理士報酬専用商品～

顧問先さまの ご負担を軽減

顧問先さまの現金・小切手の準備、
振込手数料・手間が省けます。

税理士事務所 のご負担を軽減

集金・送金依頼の
手間が省けます。

選べる振替日

口座振替日は8日、22日の
どちらかをお選びください。

ご利用料金(消費税別)
基本料:2,000円
+
請求1件:112円

請求件数	料金
10	3,120円
30	5,360円
50	7,600円



◆利用見込先紹介特典◆

「NSS報酬口座振替システムご利用税理士先生」が「新規のNSS報酬口座振替システム利用見込先」をご紹介いただいた時の特典です。

ご紹介先さまが「NSS報酬口座振替システム」のお申込手続きをされた場合

●ご紹介元税理士先生の「NSS報酬口座振替システム」基本料(2,000円)を1カ月割引します。

ご紹介先さまが「NSS報酬口座振替システム」をご利用された場合

●ご紹介先さまの「NSS報酬口座振替システム」基本料(2,000円)を1カ月割引します。

お申込み・ご紹介は裏面をご参考にNSSホームページよりお願いいたします。

(制度運営者)

東北税協共済会、関東信越税協連共済会、東京地方税理士協同組合共済会、東海税協広栄会、
名税協共済会、北陸税理士広栄会、近畿税理士会、四国税理士共済会、九州北部税理士共済会、
南九州税理士共済会、沖縄税理士協同組合共済会

お問合せ先
〔委託先会社〕

大同生命グループ
NSS 日本システム収納株式会社



《フリーダイヤル》(平日 9:00～17:00)



0120-700-676

東北税協共済会

税理士ならびに事務所職員のみなさまのための

生命共済制度のご案内

＜交通災害特約・こども交通災害特約・こども特約付団体定期保険＞

意向確認のお願い

お申込みにあたっては、本資料をご覧ください。保障内容・保険金額・掛金等がご自身のご意向にあっているか必ずご確認ください。

配偶者・お子さまもご加入いただける
ファミリータイプのグループ保険です。

この制度の特色

1. この制度は、正会員・従業員のみなさまとご家族の生活保障を目的としております。
2. 病気死亡、交通事故による死亡はもとより、交通事故による入院および身体の障がいも保障します。
3. 簡単な手続きでご加入いただけます。
(健康状態についての告知が必要です。)
4. 掛金は取扱金融機関の口座より、自動的に振替えます。
5. 1年ごとに当団体のみで収支計算を行い、剰余が生じたときは配当金としてお支払いします。令和2年度配当率は50%です。
(収支計算の結果、配当金が0となる年度もあります。)
6. 配偶者・お子さまもご加入いただけます。
7. 掛金は損金または必要経費に算入できます。

〔法人税基本通達9-3-5・9-3-6の2、所得税法第37条・第76条〕

- ・法人が役員・従業員のために負担した掛金は、全額損金に算入できます。
- ・個人事業主が従業員のために負担した掛金は、全額必要経費に算入できます。
- ・個人事業主および役員・従業員がご自身のために負担された掛金（生計を一にする親族分を含む）は、交通災害特約部分の保険料を除いた額が生命保険料控除の対象となります。

※記載の税務取扱は2021年3月現在の税制に基づくものです。

今後、税務の取扱が変わる場合もあり、将来を保証するものではありません。

東北税協共済会

東北税理士協同組合からのお知らせ

全税共関与先紹介カードについて

協同組合では、本年度も東北税理士会会員による「1人1件紹介運動」を展開することにしております。

関与先に保険の案件があった場合には、「全税共関与先紹介カード」に必要事項をご記入の上、事務局あてにFAXいただきますようお願い申し上げます。

令和2年全税共関与先紹介カードのご案内

本組合では、保険事業の収益の増加を図るため、東北税理士会の会員の皆様に関与先を、保険会社に紹介する「1人1件紹介運動」を展開しております。

関与先において、保険適用の案件がある場合には、この「全税共関与先紹介カード」をご利用ください。このカードを利用し、関与先を全税共関係保険会社にご紹介いただくと、謝礼として1件につき5,000円（その保険案件が、契約成立まで至った場合には10,000円）の商品券を贈呈いたします。

なお、本組合で得た収益は、研修会の開催や図書への寄付等を通じて、組合員の皆様へ還元しております。

皆様のご協力を申し上げます。

全税共関与先紹介カード

〔実施期間〕令和2年1月1日～12月31日

東北税理士協同組合
FAX (022-293-6731)

出展先
税理士 姓 名

組合・先名 (関与先・個人名)	
住 所	
希望する保険会社 (□で囲んでください)	☐ 朝日生命 ☐ 第一生命 ☐ 日本生命 ☐ ジブラルタ生命 ☐ メットライフ生命 ☐ 明治生命 ☐ 住友生命 ☐ SOMPO東海生命 ☐ アサヒ生命 ☐ 富国生命 (□で囲んでいない場合は、組合役員が選定いたします。)

申込保険会社入稿

令和 年 月 日

東北税理士協同組合
理事長 澤 村 三 夫 殿

本紹介カードの結果について、以下のとおり報告いたします。

☐ 成立 (月間保険料 円) 今年初回は、1/12とする。

☐ 不成立 保険会社名

※全税共関係にない関与先の場合は、一括払いになります。

報告番号

電話番号

謝礼について

ご紹介いただいた契約が成立した場合：1関与先につき商品券10,000円贈呈
 ご紹介いただいた契約が不成立の場合：1関与先につき商品券 3,000円贈呈

※様式は組合ホームページからダウンロードできます。

紹介契約成立の場合

1件につき商品券
10,000円

紹介契約不成立の場合

1件につき商品券
3,000円

※注意事項

- 関与先以外（税理士本人及び事務所従業員等）の紹介は、保険契約が成立した場合のみ対象とします。
- 同一関与先内で複数の契約が成立した場合や同一関与先を2回以上紹介した場合でも1カウントとします。
- 保険会社営業職員への紹介のみ対象とします。税理士V I P代理店と営業職員の共同募集における紹介は対象としません。
- 契約が成立した場合でも、全税共扱いにならなかった場合（年払い・一括払い）は、不成立扱いになります。

手順

- 1 会員は「全税共関与先紹介カード」に関与先名称等の必要事項を記入の上、懇意の保険会社営業職員に手交または、組合事務局にFAX（022-293-6731）にて提出
- 2 組合事務局は「全税共関与先紹介カード」を「希望する保険会社」に連絡（希望する保険会社欄が空欄の場合は、組合役員に選定をお願いする）
- 3 受け取った保険会社担当者は、募集活動終了後、紹介カードに成立・不成立を記入の上、組合事務局宛に報告
- 4 組合はキャンペーン終了後、紹介カードを集計し、全税共に結果を報告
- 5 組合より「全税共関与先紹介カード」を提出した組合員に謝礼を贈呈